



2018年2月

会員各位

拝啓

EU一般データ保護規則(2016/679)の施行 - 会員への一般ガイダンス

はじめに

欧州連合/欧州経済領域(EEA)に直接的な影響を及ぼすEU一般データ保護規則(General Data Protection Regulation)(以下「GDPR」または「本規則」)を含む欧州連合規則2016/779が、2018年5月25日に施行されます。¹この規則は、英国のデータ保護法案(Data Protection Bill)に基づき英国の法体系にも組み込まれ、同時に発効する予定です。88ページにも及ぶ本規則の全文については、こちらをご参照ください：<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32016R0679&from=en>

本一般ガイダンスでは、GDPRの中でSteamship Mutual(以下「本協会」)にかかわる部分を簡単にご紹介します。本規則の影響が最も感じられるのは、人身傷害、病気の保険金請求を行うとき等に、自然人または個人に由来するデータをやりとりする場面等でしょう。法人に由来するデータには個人情報が含まれていないため、そのような自然人にかかわらない部分については本規則の適用対象外となります。

本規則の趣旨は、EUデータ保護指令(95/46/EC)に代わり、個人データの収集、保存、処理、アクセス、使用、転送および消去に関するEU/EEA内の手続を補完および調整する点にあります。本規則は、個人データの「データ管理者(Controller)」と「データ処理者(Processor)」の責任を明確にし、自然人に対して、EU/EEA域内で法的に行使できる権利を同等に付与し、またコンプライアンスを徹底させるために監督および権利行使の枠組みを確立することにあります。

¹ 本文脈における「EU/EEA」とは、欧州連合(EU)加盟国と欧州自由貿易連合(EFTA)加盟国(アイスランド、リヒテンシュタインおよびノルウェー)を合わせた欧州経済領域(EEA)をいいます。

L.312

Steamship Mutual Underwriting Association Limited

英国健全性規制機構の認可を受け、金融行為監督機構および健全性規制機構の規制に服しています。
(イングランド・ウェールズにおいて登録 - 登録番号第105461号。健全性規制機構および金融行為監督機構の登録番号第202548号)

管理会社：Steamship P&I Management LLP (SPIM)

SPIMは、金融行為監督機構から認可および規制を受ける Steamship Insurance Management Services Limited から指名された代表者です。

(イングランド・ウェールズにおいて登録 - 登録番号第 OC376859 号。金融行為監督機構の登録番号第 597046 号) Aquatical House 39 Bell Lane London E1 7LU
電話番号：+44 20 7247 5490 ウェブサイト：

GDPRの狙いは、データ処理に関して自然人を保護することにあります。本規則は、EU/EEA域内で関係するデータを保有する者に適用されますが、EU/EEA域外にある者でも同領域内の自然人に商品やサービスを提供する者、ならびにEU/EEA内の受領者に個人データを送信する者にも適用されます。

SteamshipはEU/EEA内で活動しているため、GDPRの適用を受けます。

同様に、本規則は、EU/EEA内で活動したり、同領域内で自然人に商品やサービスを提供したりする会員や第三者のサービスプロバイダーにも適用され、またEU/EEA域外にいる個人に属する個人データであってEU/EEA内で保管されているものにも適用されます。

違反者に対する罰則

新たな規則の下では、旧法よりも重い行政罰が課されます。行政罰の金額は、個々のケースの数々の要素(違反の性質や期間、データ主体が受ける損害を軽減するための行動の有無といった点を含みますが、これらに限定されません)により異なります。ただし、GDPRの特定の条項に違反すると、最大2,000万ユーロ、または企業の場合は前年度の年間売上高の最大4%(どちらか高い方の金額)が課される可能性があります。

定義²

- 「**個人データ**」とは、データ主体に関するあらゆる情報をいいます。
- 「**データ主体**」とは、特定のまたは特定可能な自然人または個人であって、氏名、識別番号、位置データ、オンライン上の識別情報、または自然人の身体的、生理学的、遺伝的、精神的、経済的、文化的もしくは社会的な特徴の一つまたはいくつかから直接的または間接的に特定することができる者をいいます。
- 「**データ管理者**」とは、自然人、法人、公的機関、代理人またはその他の団体であって、単独で、またはその他の者と共同で、関連データを処理する目的および手段を決定する者をいいます。
- 「**データ処理者**」とは、自然人、法人、公的機関、代理人またはその他の団体であって、データ管理者に代わって個人データを処理する者をいいます。

² GDPR第4条により

Steamship Mutual Underwriting Association Limited

英国健全性規制機構の認可を受け、金融行為監督機構および健全性規制機構の規制に服しています。
(イングランド・ウェールズにおいて登録 - 登録番号第105461号。健全性規制機構および金融行為監督機構の登録番号第202548号)

管理会社：Steamship P&I Management LLP (SPIM)

SPIMは、金融行為監督機構から認可および規制を受ける Steamship Insurance Management Services Limited から指名された代表者です。

(イングランド・ウェールズにおいて登録 - 登録番号第 OC376859 号。金融行為監督機構の登録番号第 597046 号) Aquatical House 39 Bell Lane London E1 7LU
電話番号：+44 20 7247 5490 ウェブサイト：

- 「処理」とは、収集、記録、組成、構成、保存、改変、検索、相談、使用、送信による開示、頒布その他利用に供し、整列、組合せ、制限、消去、破壊等、自動的な手段を使うか手動で行うかを問わず、個人データまたは一連の個人データに対して行われる処理または一連の処理の一切をいいます。

Steamshipの責務、会員、ブローカー、外部のサービスプロバイダーおよび保険金請求者

Steamshipは、本規則におけるデータ管理者となります。当協会は、日々の業務の管理をSteamship Insurance Management Services Limited(「SIMSL」)に委託しており、SIMSLは、場合により、共同データ管理者として行動します。それにより、SIMSLが構築したGDPRの枠組みに基づき業務運営でき、SIMSLは、データ管理者または共同データ管理者のみが行える管理業務に従事できます。SIMSLは、当協会を代表して管轄のデータ保護当局とやり取りを行うこともあります。

また、GDPRの適用時、会員、ブローカー、外部のサービスプロバイダー(連絡役、測量士および専門家等)は、関連するデータを処理する目的および手段を独立して決定する可能性が高いため、一般的にデータ管理者となります。データ処理者が「データ処理の目的および手段を決定した場合、データ処理者は、その処理に関するデータ管理者とみなされます」。³

これは、傷害や病気に基づく保険金請求等の事案で、個人データのやり取りがある場合にのみ関係してくることでしょう。その場合、保険金請求を行った個人は、データ主体となり、GDPRに規定されている権利の恩恵を受けることができます。

GDPRの関連要件

- 個人データを処理する際の原則。
- データ主体の権利。
- データ管理者、共同データ管理者およびデータプロセッサの責任。
- 監督当局に通知する義務。
- データ保護責任者の任命。
- 個人データの第三国への転送。

個人データを処理する際の原則⁴

個人データを処理する際の原則を要約すると、次のようになります。

³ GDPR第28条

⁴ GDPR第II章

Steamship Mutual Underwriting Association Limited

英国健全性規制機構の認可を受け、金融行為監督機構および健全性規制機構の規制に服しています。
(イングランド・ウェールズにおいて登録 - 登録番号第105461号。健全性規制機構および金融行為監督機構の登録番号第202548号)

管理会社：Steamship P&I Management LLP (SPIM)

SPIMは、金融行為監督機構から認可および規制を受ける Steamship Insurance Management Services Limited から指名された代表者です。

(イングランド・ウェールズにおいて登録 - 登録番号第 OC376859 号。金融行為監督機構の登録番号第 597046 号) Aquatical House 39 Bell Lane London E1 7LU
電話番号：+44 20 7247 5490 ウェブサイト：

- **適法性⁵** – 個人データは、同意や契約がある場合、法的義務がある場合、データ主体の重大な利益を保護する必要がある場合、データ管理者の正当な利益に資する場合等、処理するための法的根拠がある場合にのみ処理します。
- **公平性** – 個人データの処理に関与する者は、データ主体に対して、処理およびデータ主体の権利についての情報を十分に提供しなければなりません。
- **透明性** – 情報を提供するときは、簡潔で容易に理解できる方法で行わなければなりません。
- **処理目的の制限** – 個人データは、特定、明白かつ適法な目的のためにのみ収集および処理し、そうではない目的のために処理してはなりません。
- **データの範囲** – 個人データは、十分に関連性があり、かつその収集および処理に必要な範囲に限定されなければなりません。
- **正確性** – 個人データは、正確かつ最新の状態が保たれていなければなりません。
- **保管に関する制限** – 個人データは、データ主体の特定が必要となる期間以上保管してはなりません。
- **安全性** – 個人データは、不正または違法な処理が行われたり、逸失や破壊等されたりしないように、適切な方法でその安全性を確保しなければなりません。

機密性の高い個人データ

機密性の高い個人データには、具体的でより厳格な要件が適用されます。機密性の高い個人データには、データ主体に関する人種、民族性、宗教、政治的な信条、健康および医療情報が含まれます。

機密性の高い個人データの処理することは、特別な条件に当てはまる場合でない限り、禁止されています。特別な条件に当てはまる場合とは、明示的な同意がある場合、組織構成から処理する必要がある場合、法的請求権を行使または防御するために必要となる場合、裁判所が管轄裁判所として行う手続中で必要になる場合等です。ただし、会員およびその関連する被保険者、ブローカー、代理人等は、許可を受けて機密性の高い個人データを処理できるようにするため、契約、雇用契約、団体協約、証書の条件中にGDPRの適切な文言を含めることが推奨されています

⁵ GDPR第6条

⁶ GDPR第II章、第7条および第9条

Steamship Mutual Underwriting Association Limited

英国健全性規制機構の認可を受け、金融行為監督機構および健全性規制機構の規制に服しています。
(イングランド・ウェールズにおいて登録 - 登録番号第105461号。健全性規制機構および金融行為監督機構の登録番号第202548号)

管理会社：Steamship P&I Management LLP (SPIM)

SPIMは、金融行為監督機構から認可および規制を受ける Steamship Insurance Management Services Limited から指名された代表者です。

(イングランド・ウェールズにおいて登録 - 登録番号第 OC376859 号。金融行為監督機構の登録番号第 597046 号) Aquatical House 39 Bell Lane London E1 7LU
電話番号：+44 20 7247 5490 ウェブサイト：

これは、未成年者がかかわる訴えに対処するときに特に重要となります。その場合、より厳格なGDPR要件が適用されます。

データ主体の権利⁷

以下は、情報を要求する権利等、データ主体が有する権利をまとめたものです。

- **透明性と情報** – データ管理者に関する情報や関連する個人データ処理目的等、必要な情報をデータ主体に提供する措置を講じなければなりません。⁸これには、個人データの開示先の第三者をデータ主体に通知することが含まれます。
- **閲覧請求権** – データ主体は、個人データが処理されているかどうか、またどのような目的のために処理されているか、および閲覧請求権に関して確認することができます。⁹
- **訂正する権利** – データ主体は、不正確な情報を訂正する権利を有しています。¹⁰
- **忘れられる権利** – データ主体は、特定の要件を充足する場合、その個人データを不合理な遅滞なく消去するように求める権利を有しています。¹¹
- **データ処理を制限するように求める権利** – データ主体は、個人データの正確性につき疑義がある場合等に、データ管理者による処理を制限するように求めることができます。

データ管理者、共同データ管理者、データ処理者の責任

データ管理者と共同データ管理者

データ管理者と共同データ管理者は、本規則に従い、個人データを処理するための適切な措置を講じることが求められています。¹²これには、「データ保護ポリシー」の策定・維持、またその他の特定の要件の確立等が含まれます。

⁷ GDPR第三章

⁸ GDPR第三章第12条乃至第14条

⁹ GDPR第三章第15条

¹⁰ GDPR第三章第16条

¹¹ GDPR第三章第17条

¹² GDPR第4章第24条

Steamship Mutual Underwriting Association Limited

英国健全性規制機構の認可を受け、金融行為監督機構および健全性規制機構の規制に服しています。
(イングランド・ウェールズにおいて登録 - 登録番号第105461号。健全性規制機構および金融行為監督機構の登録番号第202548号)

管理会社：Steamship P&I Management LLP (SPIM)

SPIMは、金融行為監督機構から認可および規制を受ける Steamship Insurance Management Services Limited から指名された代表者です。

(イングランド・ウェールズにおいて登録 - 登録番号第 OC376859 号。金融行為監督機構の登録番号第 597046 号) Aquatical House 39 Bell Lane London E1 7LU
電話番号：+44 20 7247 5490 ウェブサイト：

- **目的に必要なデータのみ** – 目的に必要な個人データのみが処理されるような手続を実施します。¹³
- **データ処理者** – データ処理者は、コンプライアンス手続を実施しなければなりません。

データ管理者と共同データ管理者は、本規則を遵守していることを示す責任を負っています。¹⁴

Steamshipがデータ管理者となり、SIMSLが共同データ管理者となることが想定されています。会員および被保険者は、船員や保険金請求者から受領した個人データのデータ管理者となります。

データ処理者

データ処理者は、適切な技術的および組織的な措置が講じられているようにすることで、本規則の要件を充足する形でデータ処理が行われるようにし、かつデータ主体の権利が確実に保護されるようにします。¹⁵ データ処理者は、データ管理者との間で、特定の要件を充足する契約または合意を別途行う必要があります。

データ管理者とデータ処理者は、ともに以下の事項につき責任を負っています。

- **処理記録** – 処理記録を残し、監督当局の検査が受けられるようにしておかなければなりません。¹⁶
- **処理の安全性** – 適切な安全措置を講じなければなりません。¹⁷

監督当局に通知する義務

データ管理者は、データ主体の権利および自由が影響を受ける場合、管轄監督当局に対して、個人データに関するGDPRの規定違反につき通知しなければなりません。¹⁸ データ処理者は、GDPR違反を認識した場合は、通知する義務を負っています。¹⁹

¹³ GDPR第IV章第25条

¹⁴ GDPR第5条

¹⁵ GDPR第28条

¹⁶ GDPR第IV章第30条

¹⁷ GDPR第IV章第32条

¹⁸ GDPR第33条

¹⁹ 英国の監督当局は、情報コミッショナーオフィス (Information Commissioner's Office) です。

Steamship Mutual Underwriting Association Limited

英国健全性規制機構の認可を受け、金融行為監督機構および健全性規制機構の規制に服しています。
(イングランド・ウェールズにおいて登録 - 登録番号第105461号。健全性規制機構および金融行為監督機構の登録番号第202548号)

管理会社：Steamship P&I Management LLP (SPIM)

SPIMは、金融行為監督機構から認可および規制を受ける Steamship Insurance Management Services Limited から指名された代表者です。

(イングランド・ウェールズにおいて登録 - 登録番号第 OC376859 号。金融行為監督機構の登録番号第 597046 号) Aquatical House 39 Bell Lane London E1 7LU
電話番号：+44 20 7247 5490 ウェブサイト：

データ保護責任者の任命

個人データが大量に処理される等の一定の場合は²⁰、データ保護責任者(Data Protection Officer、DPO)を任命しなければなりません。²¹ DPOは、本規則の遵守状況を監視し、報告を行い、社内の者に助言を与えるといった特定の責務を負っています。

個人データの第三国への転送

データの第三国(言い換えると、EU/EEA域外)への転送につき有効な法的根拠が存在しない限り、またGDPRに基づき逸脱が認められていない限り(例えば、人身傷害の保険金を請求するのに、法的な義務に従う等、データの転送が必要となる場合)、第三国へのデータの転送には、欧州委員会が、第三国において十分な水準の保護措置が取られていると判断するか、第三国のデータ管理者もしくはデータ処理者が²²、十分な水準の保護措置を取っているか、今後取るであろうと欧州委員会が判断することが必要となります。²³

場合によっては、欧州の標準モデル条項(EU Standard Model Clauses)を使用するのが適切である場合もあるでしょう。https://ec.europa.eu/info/law/law-topic/data-protection/data-transfers-outside-eu/model-contracts-transfer-personal-data-third-countries_en

Steamshipとその会員にとっての本規則の位置づけ、および取るべき措置

GDPRを受けて本協会が導入した措置、または導入中の措置には、次のようなものがあります。

- データ保護ポリシーの変更および変更後のポリシーの施行。
- DPOの任命。
- 内部の手順書およびマニュアルを更新し、例えば、不要な個人データを確実に削除する手続を設けました。
- データ主体に対してプライバシー通知を行い、必要な場合にGDPRに基づき付与される権利の詳細についてお知らせしました。²⁴

²⁰ GDPR第IV章第37条乃至第39条

²¹ SteamshipのDPOの連絡先情報については、プライバシー通知内で記載します。

²² GDPR第V章

²³ GDPR第V章第49条

²⁴ GDPR第12条

Steamship Mutual Underwriting Association Limited

英国健全性規制機構の認可を受け、金融行為監督機構および健全性規制機構の規制に服しています。
(イングランド・ウェールズにおいて登録 - 登録番号第105461号。健全性規制機構および金融行為監督機構の登録番号第202548号)

管理会社：Steamship P&I Management LLP (SPIM)

SPIMは、金融行為監督機構から認可および規制を受ける Steamship Insurance Management Services Limited から指名された代表者です。

(イングランド・ウェールズにおいて登録 - 登録番号第 OC376859 号。金融行為監督機構の登録番号第 597046 号) Aquatical House 39 Bell Lane London E1 7LU
電話番号：+44 20 7247 5490 ウェブサイト：

- ITおよび通信システムの安全性および完全性について検証を行いました(個人データが格納されているシステムと、機密性の高い個人データが格納されているシステムの両面で)。

会員への更なる影響

EU/EEA域内で業務運営する会員、EU/EEA域外にいるけれども商品やサービスを域内の個人に提供する会員、またはEU/EEA内で域外の個人にかかわる個人データを保有する会員は、同様の措置を取る必要があるかもしれません。影響を受ける会員は、次の点にかかわる分野に特に力を入れてレビューをすることをお勧めします。

- データ保護ポリシーの更新、採用および導入。
- 個人データを大量に処理する組織は、DPOを任命することを検討する。
- データ主体が、個人データの処理および保有する権利について適切な情報を受け取れるようなルーチンを確立する。
- 法的観点から保存することが別段義務付けられていない限り、不要になった個人データは削除する。
- 第三者(国際P&Iグループの他のクラブを含みます)と機密性の高い個人データ(定義されている通り、健康・医療情報等)のやり取りを行う際の安全性を高める。
- 個人データの第三国への転送は、許可されている場合にのみ行われるようにするため、チェック体制を強化する(例えば、法的根拠がある、または個別契約が存在するといえるのはどのような場合かを明確にする)。

本回覧は、法的助言を行っているものと解釈してはなりません。会員は、GDPR規制を確実に遵守できるように現行のルーチンに変更を加える場合は、独立した立場にある弁護士またはデータ保護当局にご相談ください。

質問がある方、または意見がある方は、Graham Jones(取締役、法務部。graham.jones@simsl.com)までお問い合わせください。

国際P&Iグループの各クラブが、同様の回覧を発行しています。

よろしくお願いいたします。

STEAMSHIP MUTUAL UNDERWRITING ASSOCIATION LIMITED

Steamship Mutual Underwriting Association Limited

英国健全性規制機構の認可を受け、金融行為監督機構および健全性規制機構の規制に服しています。
(イングランド・ウェールズにおいて登録 - 登録番号第105461号。健全性規制機構および金融行為監督機構の登録番号第202548号)

管理会社 : Steamship P&I Management LLP (SPIM)

SPIMは、金融行為監督機構から認可および規制を受ける Steamship Insurance Management Services Limited から指名された代表者です。

(イングランド・ウェールズにおいて登録 - 登録番号第 OC376859 号。金融行為監督機構の登録番号第 597046 号) Aquatical House 39 Bell Lane London E1 7LU
電話番号 : +44 20 7247 5490 ウェブサイト :